新旧対照表

○水産業協同組合法施行細則（平成十年千葉県規則第九十号）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （趣旨）<br>第一条　この規則は、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 | （趣旨）<br>第一条　この規則は、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 |
| 第二条　削除 | 第二条　削除 |
| （信用事業規程の認可等の申請）<br>第三条　法第十一条の五第一項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の信用事業規程の認可の申請は、信用事業規程認可申請書（別記第三号様式）により行わなければならない。<br>２　法第十一条の五第三項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の信用事業規程の変更又は廃止の認可の申請は、信用事業規程変更認可申請書（別記第四号様式）又は信用事業規程廃止認可申請書（別記第五号様式）により行わなければならない。 | （信用事業規程の認可等の申請）<br>第三条　法第十一条の四第一項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の信用事業規程の認可の申請は、信用事業規程認可申請書（別記第三号様式）により行わなければならない。<br>２　法第十一条の四第三項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の信用事業規程の変更又は廃止の認可の申請は、信用事業規程変更認可申請書（別記第四号様式）又は信用事業規程廃止認可申請書（別記第五号様式）により行わなければならない。 |
| （信用事業方法書の届出）<br>第四条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号。以下「信用事業命令」という。）第五条第四項の規定による信用事業方法書の届出は、信用事業方法書設定（変更・廃止）届（別記第六号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。<br>一　理由書<br>二　理事会の議事録の謄本<br>三　信用事業方法書の設定及び変更の場合にあっては、信用事業方法書（変更の場合にあっては、新旧条文を記載したものに限る。） | （信用事業方法書の届出）<br>第四条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号。以下「信用事業命令」という。）第五条第四項の規定による信用事業方法書の届出は、信用事業方法書設定（変更・廃止）届（別記第六号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。<br>一　理由書<br>二　理事会の議事録の謄本<br>三　信用事業方法書の設定及び変更の場合にあっては、信用事業方法書（変更の場合にあっては、新旧条文を記載したものに限る。） |
| （地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可の申請）<br>第五条　法第十一条の七（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体等に対する貸付けの総額の最高限度の認可の申請は、地方公共団体等貸付最高限度認 | （地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可の申請）<br>第五条　法第十一条の五（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体等に対する貸付けの総額の最高限度の認可の申請は、地方公共団体等貸付最高限度認 |

可申請書（別記第七号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　理由書

二　総会又は総代会の議事録の謄本

三　最近三箇年度の漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会の組合員又は所属員（漁業協同組合又は漁業協同組合連合会にあっては、組合員又は所属員及び他の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の組合員又は所属員。以下この号及び次号において「組合員等」という。）及び組合員等以外の者に対する貸付金の総額及び貯貸率（貸付金の総額を貯金及び定期積金の総額で除して得た数に百を乗じて得た数値をいう。）を記載した書類

四　当該事業年度における組合員等及び組合員等以外の者に対する貸付計画書

五　最近三箇年度の業務報告書（法第五十八条の二第一項に規定する業務報告書をいう。）

（資源管理規程の認可等の申請等）

第六条　法第十一条の三第一項（法第九十二条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の資源管理規程の認可の申請は、資源管理規程認可申請書（別記第八号様式）により行わなければならない。

2　法第十一条の三第一項の資源管理規程の変更の認可の申請は、資源管理規程変更認可申請書（別記第九号様式）により行わなければならない。

3　水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第三条第三項の規定による資源管理規程の廃止の届出は、資源管理規程廃止届（別記第十号様式）により行わなければならない。

（信用供与等限度額を超えることの承認の申請）

第七条　法第十一条の十四第一項ただし書（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることの承認の申請は、信用供与等限度額超過承認申請書（別記第十一号様式）により行わなければならない。

（共済規程の認可の申請等）

可申請書（別記第七号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　理由書

二　総会又は総代会の議事録の謄本

三　最近三箇年度の漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会の組合員又は所属員（漁業協同組合又は漁業協同組合連合会にあっては、組合員又は所属員及び他の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の組合員又は所属員。以下この号及び次号において「組合員等」という。）及び組合員等以外の者に対する貸付金の総額及び貯貸率（貸付金の総額を貯金及び定期積金の総額で除して得た数に百を乗じて得た数値をいう。）を記載した書類

四　当該事業年度における組合員等及び組合員等以外の者に対する貸付計画書

五　最近三箇年度の業務報告書（法第五十八条の二第一項に規定する業務報告書をいう。）

（資源管理規程の認可等の申請等）

第六条　法第十一条の二第一項（法第九十二条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の資源管理規程の認可の申請は、資源管理規程認可申請書（別記第八号様式）により行わなければならない。

2　法第十一条の二第一項の資源管理規程の変更の認可の申請は、資源管理規程変更認可申請書（別記第九号様式）により行わなければならない。

3　水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第三条第三項の規定による資源管理規程の廃止の届出は、資源管理規程廃止届（別記第十号様式）により行わなければならない。

（信用供与等限度額を超えることの承認の申請）

第七条　法第十一条の十一第一項ただし書（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることの承認の申請は、信用供与等限度額超過承認申請書（別記第十一号様式）により行わなければならない。

（共済規程の認可の申請等）

第八条　法第十五条の二第一項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の共済規程の認可の申請は、共済規程認可申請書（別記第十二号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　共済規程の設定の理由書

二　共済規程

三　共済規程の設定を決議した総会又は総代会の議事録の謄本

四　組合員又は所属員の共済に関する事業に係る事業計画書

2　法第十五条の二第二項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の共済規程の変更の認可の申請は、共済規程変更認可申請書（別記第十三号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　共済規程の変更の理由書

二　当該変更に係る共済規程の新旧条文を記載した書面

三　共済規程の変更を決議した総会又は総代会（法第四十八条第五項（法第九十六条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の変更について総会又は総代会の決議を経ることを要しないものとした場合にあっては、理事会）の議事録の謄本

四　組合員又は所属員の共済に関する事業に係る事業計画書

3　法第十五条の二第二項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の共済規程の廃止の認可の申請は、共済規程廃止認可申請書（別記第十四号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　共済規程の廃止の理由書

二　共済規程の廃止を決議した総会又は総代会の議事録の謄本

4　法第十五条の二第三項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の共済規程の変更の届出は、届出書に第二項第一号から第三号までに掲げる書類を添付して行わなければならない。

（漁業の経営の条件喪失の届出）

第九条　法第十七条第四項の規定による同条第一項の条件を欠くに至った場合の届出は、漁業経営条件喪失届（別記第十五号様式）により行わなければならない。

---

第八条　法第十五条の二第一項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の共済規程の認可の申請は、共済規程認可申請書（別記第十二号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　共済規程の設定の理由書

二　共済規程

三　共済規程の設定を議決した総会又は総代会の議事録の謄本

四　組合員又は所属員の共済に関する事業に係る事業計画書

2　法第十五条の二第二項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の共済規程の変更の認可の申請は、共済規程変更認可申請書（別記第十三号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　共済規程の変更の理由書

二　当該変更に係る共済規程の新旧条文を記載した書面

三　共済規程の変更を議決した総会又は総代会（法第四十八条第五項（法第九十六条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の変更について総会又は総代会の議決を経ることを要しないものとした場合にあっては、理事会）の議事録の謄本

四　組合員又は所属員の共済に関する事業に係る事業計画書

3　法第十五条の二第二項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の共済規程の廃止の認可の申請は、共済規程廃止認可申請書（別記第十四号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　共済規程の廃止の理由書

二　共済規程の廃止を議決した総会又は総代会の議事録の謄本

4　法第十五条の二第三項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の共済規程の変更の届出は、届出書に第二項第一号から第三号までに掲げる書類を添付して行わなければならない。

（漁業の経営の条件喪失の届出）

第九条　法第十七条第四項の規定による同条第一項の条件を欠くに至った場合の届出は、漁業経営条件喪失届（別記第十五号様式）により行わなければならない。

第十条　削除

（役員及び代表理事の就退任の届出）

第十一条　水産業協同組合（以下「組合」という。）は、役員の選挙又は選任が行われたときは、当該役員が就任した日から二週間以内に、役員就任届（別記第十七号様式）に役員選挙録又は役員選任録の謄本を添付して知事に届け出なければならない。

2　組合（漁業生産組合を除く。第四項において同じ。）は、代表理事を選任したときは、当該代表理事が就任した日から二週間以内に、代表理事就任届（別記第十八号様式）に当該代表理事の選任に係る理事会の議事録の謄本を添付して知事に届け出なければならない。

3　組合は、役員の任期が満了し、又は役員が任期の満了前に死亡し、若しくは退任したときは、当該役員の任期が満了し、又は当該役員が死亡し、若しくは退任した日から二週間以内に、役員退任届（別記第十九号様式）により知事に届け出なければならない。

4　組合は、前項の規定による届出を行うべき事由以外の事由により代表理事が退任したときは、当該退任した日から二週間以内に、代表理事退任届（別記第二十号様式）により知事に届け出なければならない。

（役員等の兼職又は兼業の認可の申請）

第十二条　法第三十四条の五第一項ただし書（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の認可の申請は、役員等兼職・兼業認可申請書（別記第二十一号様式）により行わなければならない。

（一時役員の職務を行うべき者の選任又は総会等の招集の請求）

第十三条　法第四十三条第一項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を

（専用契約の締結の届出）

第十条　漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会は、法第二十四条第一項（法第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結をしたときは、専用契約締結届（別記第十六号様式）に当該契約の契約書の謄本を添付して知事に届け出なければならない。

（役員及び代表理事の就退任の届出）

第十一条　水産業協同組合（以下「組合」という。）は、役員の選挙又は選任が行われたときは、当該役員が就任した日から二週間以内に、役員就任届（別記第十七号様式）に役員選挙録又は役員選任録の謄本を添付して知事に届け出なければならない。

2　組合（漁業生産組合を除く。第四項において同じ。）は、代表理事を選任したときは、当該代表理事が就任した日から二週間以内に、代表理事就任届（別記第十八号様式）に当該代表理事の選任に係る理事会の議事録の謄本を添付して知事に届け出なければならない。

3　組合は、役員の任期が満了し、又は役員が任期の満了前に死亡し、若しくは退任したときは、当該役員の任期が満了し、又は当該役員が死亡し、若しくは退任した日から二週間以内に、役員退任届（別記第十九号様式）により知事に届け出なければならない。

4　組合は、前項の規定による届出を行うべき事由以外の事由により代表理事が退任したときは、当該退任した日から二週間以内に、代表理事退任届（別記第二十号様式）により知事に届け出なければならない。

（役員等の兼職又は兼業の認可の申請）

第十二条　法第三十四条の五第一項ただし書（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の認可の申請は、役員等兼職・兼業認可申請書（別記第二十一号様式）により行わなければならない。

（一時役員の職務を行うべき者の選任又は総会等の招集の請求）

第十三条　法第四十三条第一項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合

含む。）又は法第五十二条第六項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）において準用する法第四十三条第一項の規定による一時理事若しくは監事の職務を行うべき者の選任又は総会若しくは総代会の招集の請求は、一時役員の職務を行うべき者の選任請求書（別記第二十二号様式）又は総会（総代会）招集請求書（別記第二十三号様式）により行わなければならない。

2　法第四十三条第三項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による一時代表理事の職務を行うべき者の選任の請求は、一時代表理事の職務を行うべき者の選任請求書（別記第二十三号様式の二）により行わなければならない。

（参事等の選解任等の届出）

第十四条　組合は、法第四十五条第二項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により参事又は会計主任（以下「参事等」という。）を選任し、又は解任したときは、当該選任又は解任をした日から二週間以内に、参事（会計主任）選解任届（別記第二十四号様式）に当該選任又は解任に係る理事会の議事録の謄本を添付して知事に届け出なければならない。

2　組合は、参事等の任期が満了し、又は参事等が任期の満了前に死亡し、若しくは退任したときは、当該参事等の任期が満了し、又は当該参事等が死亡し、若しくは退任した日から二週間以内に、参事（会計主任）退任届（別記第二十五号様式）により知事に届け出なければならない。

第十五条　削除

（定款の変更の認可の申請等）

第十六条　法第四十八条第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の定款の変更の認可の申請は、定款変更認可申請書（別記第二十七号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　定款の変更の理由書

二　総会又は総代会の議事録の謄本

---

を含む。）又は法第五十二条第六項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）において準用する法第四十三条第一項の規定による一時理事若しくは監事の職務を行うべき者の選任又は総会若しくは総代会の招集の請求は、一時役員の職務を行うべき者の選任請求書（別記第二十二号様式）又は総会（総代会）招集請求書（別記第二十三号様式）により行わなければならない。

2　法第四十三条第三項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定による一時代表理事の職務を行うべき者の選任の請求は、一時代表理事の職務を行うべき者の選任請求書（別記第二十三号様式の二）により行わなければならない。

（参事等の選解任等の届出）

第十四条　組合は、法第四十五条第二項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定により参事又は会計主任（以下「参事等」という。）を選任し、又は解任したときは、当該選任又は解任をした日から二週間以内に、参事（会計主任）選解任届（別記第二十四号様式）に当該選任又は解任に係る理事会の議事録の謄本を添付して知事に届け出なければならない。

2　組合は、参事等の任期が満了し、又は参事等が任期の満了前に死亡し、若しくは退任したときは、当該参事等の任期が満了し、又は当該参事等が死亡し、若しくは退任した日から二週間以内に、参事（会計主任）退任届（別記第二十五号様式）により知事に届け出なければならない。

第十五条　削除

（定款の変更の認可の申請等）

第十六条　法第四十八条第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の定款の変更の認可の申請は、定款変更認可申請書（別記第二十七号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　定款の変更の理由書

二　総会又は総代会の議事録の謄本

三　当該変更に係る定款（附属書を含む。以下同じ。）の新旧条文を記載した書面

2　出資組合が出資一口の金額を減少する場合の前項の申請にあっては、同項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　法第五十三条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度（水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号。以下「施行規則」という。）第一条第十四号に規定する最終事業年度をいう。）に係る貸借対照表

二　法第五十三条第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する手続を経たことを証する書面

三　法第五十三条第二項の一定の期間内に債権者の異議がなかったこと又は異議があった場合においては法第五十四条第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する手続を経たことを証する書面

3　漁業協同組合が新たに法第十一条第一項第八号の事業（漁場の安定的な利用関係の確保のための組合員の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進する事業に限る。）を営もうとする場合の第一項の申請にあっては、同項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該事業に係る漁場の場所及び利用状況を記載した書面

二　当該事業に係る事業計画及び経営の方法を記載した書面

三　財産目録及び貸借対照表

4　出資組合である漁業協同組合が新たに法第十七条第一項の規定により漁業及びこれに附帯する事業を営もうとする場合の第一項の申請にあっては、同項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該事業に係る漁場の場所及び利用状況を記載した書面

二　当該事業に係る事業計画及び経営の方法を記載した書面

三　組合員総数並びに当該事業に常時従事する者及び組合員又は組合員と世帯を同じくする者の予定員数を記載した書面

四　法第十七条第二項の規定による組合員の同意を得たことを証する書面

五　財産目録及び貸借対照表

---

三　当該変更に係る定款（附属書を含む。以下同じ。）の新旧条文を記載した書面

2　出資組合が出資一口の金額を減少する場合の前項の申請にあっては、同項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　財産目録及び貸借対照表

二　法第五十三条第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する手続を経たことを証する書面

三　法第五十三条第二項の一定の期間内に債権者の異議がなかったこと又は異議があった場合においては法第五十四条第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）に規定する手続を経たことを証する書面

3　漁業協同組合が新たに法第十一条第一項第八号の事業（漁場の安定的な利用関係の確保のための組合員の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進する事業に限る。）を営もうとする場合の第一項の申請にあっては、同項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該事業に係る漁場の場所及び利用状況を記載した書面

二　当該事業に係る事業計画及び経営の方法を記載した書面

三　財産目録及び貸借対照表

4　出資組合である漁業協同組合が新たに法第十七条第一項の規定により漁業及びこれに附帯する事業を営もうとする場合の第一項の申請にあっては、同項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該事業に係る漁場の場所及び利用状況を記載した書面

二　当該事業に係る事業計画及び経営の方法を記載した書面

三　組合員総数並びに当該事業に常時従事する者及び組合員又は組合員と世帯を同じくする者の予定員数を記載した書面

四　法第十七条第二項の規定による組合員の同意を得たことを証する書面

五　財産目録及び貸借対照表

5　法第四十八条第四項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の定款の変更の届出は、届出書に第一項各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

（信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可の申請等）

第十七条　法第五十四条の二第三項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可の申請は、信用事業譲渡（譲受け）認可申請書（別記第二十七号様式の二）により行わなければならない。

2　法第五十四条の二第七項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による信用事業の全部の譲渡の届出は、信用事業全部譲渡届（別記第二十八号様式）に次の各号に掲げる書類（前項の認可を受けた場合にあっては、第三号に掲げる書類）を添付して行わなければならない。

一　譲渡の理由書

二　総会の議事録の謄本

三　法第五十四条の二第四項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告をしたことを証する書面

（共済事業の全部譲渡等の届出）

第十八条　法第五十四条の四第四項（法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）において準用する法第五十四条の二第七項の規定による届出は、共済事業（契約）譲渡（移転）届（別記第二十九号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　総会の議事録の謄本

二　法第五十四条の四第一項（法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による契約に係る契約書の写し

三　法第五十四条の四第三項（法第九十六条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する法第五十三条第二項に規定する手続を経たことを証する書面

四　法第五十四条の四第三項において準用する法第五十三条第二項の一定の期間内に債権者の異議がなかったこと又は異議があった場合においては法

5　法第四十八条第四項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の定款の変更の届出は、届出書に第一項各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

（信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可の申請等）

第十七条　法第五十四条の二第三項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可の申請は、信用事業譲渡（譲受け）認可申請書（別記第二十七号様式の二）により行わなければならない。

2　法第五十四条の二第七項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による信用事業の全部の譲渡の届出は、信用事業全部譲渡届（別記第二十八号様式）に次の各号に掲げる書類（前項の認可を受けた場合にあっては、第三号に掲げる書類）を添付して行わなければならない。

一　譲渡の理由書

二　総会の議事録の謄本

三　法第五十四条の二第四項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告をしたことを証する書面

（共済事業の全部譲渡等の届出）

第十八条　法第五十四条の四第四項（法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）において準用する法第五十四条の二第七項の規定による届出は、共済事業（契約）譲渡（移転）届（別記第二十九号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　総会の議事録の謄本

二　法第五十四条の四第一項（法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による契約に係る契約書の写し

三　法第五十四条の四第三項（法第九十六条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する法第五十三条第二項に規定する手続を経たことを証する書面

四　法第五十四条の四第三項において準用する法第五十三条第二項の一定の期間内に債権者の異議がなかったこと又は異議があった場合においては法

第五十四条の四第三項において準用する法第五十四条第二項に規定する手続を経たことを証する書面

（業務状況等の報告）

第十九条　法第五十八条の二第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により業務報告書を知事に提出する組合（漁業生産組合を除く。）は、当該業務報告書に業務状況等報告書（別記第三十号様式）及び次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　事業計画書

二　総会又は総代会の議事録の謄本

２　漁業生産組合は、決算に係る総会が終了したときは、当該総会が終了した日から二週間以内に、業務状況等報告書（別記第三十号様式の二）に次の各号に掲げる書類を添付して知事に報告しなければならない。

一　法第八十四条の三第二項に規定する事業報告等

二　事業計画書

三　総会の議事録の謄本

（設立の認可の申請）

第二十条　法第六十三条第一項（法第九十二条第四項、第九十六条第四項、第百条第四項及び第百五条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の設立の認可の申請は、設立認可申請書（別記第三十一号様式）に、法第六十三条第一項の規定により提出する定款及び事業計画のほか、次の各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

一　創立総会の議事録の謄本

二　設立当時の役員選挙録又は役員選任録の謄本

三　発起人及び設立当時の役員の資格調書

四　設立の経過報告書

五　発起人の資格に関する市町村長の証明書

六　地区の略図

２　第十六条第三項（第三号を除く。）の規定は、漁業協同組合を設立しようとする者が法第十一条第一項第八号の事業（漁場の安定的な利用関係の確保のための組合員となるべき者の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進する事業に限る。）を営もうとする場合の前項の申請について準用す

第五十四条の四第三項において準用する法第五十四条第二項に規定する手続を経たことを証する書面

（業務状況等の報告）

第十九条　法第五十八条の二第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定により業務報告書を知事に提出する組合（漁業生産組合を除く。）は、当該業務報告書に業務状況等報告書（別記第三十号様式）及び次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　事業計画書

二　総会又は総代会の議事録の謄本

２　漁業生産組合は、決算に係る総会が終了したときは、当該総会が終了した日から二週間以内に、業務状況等報告書に次の各号に掲げる書類を添付して知事に報告しなければならない。

一　業務報告書

二　事業計画書

三　総会の議事録の謄本

（設立の認可の申請）

第二十条　法第六十三条第一項（法第九十二条第四項、第九十六条第四項、第百条第四項及び第百条の八第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の設立の認可の申請は、設立認可申請書（別記第三十一号様式）に、法第六十三条第一項の規定により提出する定款及び事業計画のほか、次の各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

一　創立総会の議事録の謄本

二　設立当時の役員選挙録又は役員選任録の謄本

三　発起人及び設立当時の役員の資格調書

四　設立の経過報告書

五　発起人の資格に関する市町村長の証明書

六　地区の略図

２　第十六条第三項（第三号を除く。）の規定は、漁業協同組合を設立しようとする者が法第十一条第一項第八号の事業（漁場の安定的な利用関係の確保のための組合員となるべき者の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進する事業に限る。）を営もうとする場合の前項の申請について準用す

る。

3　第十六条第四項（第五号を除く。）の規定は、組合員に出資をさせることとする漁業協同組合を設立しようとする者が法第十七条第一項の規定により漁業及びこれに附帯する事業を営もうとする場合の第一項の申請について準用する。この場合において、第十六条第四項第三号及び第四号中「組合員」とあるのは、「組合員となるべき者」と読み替えるものとする。

（解散の決議の認可の申請）

第二十一条　法第六十八条第二項（法第九十六条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。）及び第九十一条第二項（法第百条第五項において準用する場合を含む。）の解散の決議の認可の申請は、解散決議認可申請書（別記第三十二号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　解散の理由書

二　総会の議事録の謄本

三　解散の決議の日の前日における財産目録、貸借対照表及び損益計算書

（解散の届出）

第二十二条　法第六十八条第四項（法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）及び第九十一条第四項（第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による解散の届出は、解散届（別記第三十二号様式の二）により行わなければならない。

2　法第六十八条第六項（法第九十六条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。）及び第九十一条第六項（第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による解散の届出は、解散届（別記第三十三号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　解散時における組合員又は会員の名簿（法第九十一条第一項第六号（第百条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる事由によって解散した場合を除く。）

二　解散時における財産目録及び貸借対照表

（合併の認可の申請）

第二十三条　法第六十九条第二項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。）の合併の

る。

3　第十六条第四項（第五号を除く。）の規定は、組合員に出資をさせることとする漁業協同組合を設立しようとする者が法第十七条第一項の規定により漁業及びこれに附帯する事業を営もうとする場合の第一項の申請について準用する。この場合において、第十六条第四項第三号及び第四号中「組合員」とあるのは、「組合員となるべき者」と読み替えるものとする。

（解散の決議の認可の申請）

第二十一条　法第六十八条第二項（法第九十六条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）及び第九十一条第二項（法第百条第五項において準用する場合を含む。）の解散の決議の認可の申請は、解散決議認可申請書（別記第三十二号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　解散の理由書

二　総会の議事録の謄本

三　解散の決議の日の前日における財産目録、貸借対照表及び損益計算書

（解散の届出）

（新設）

第二十二条　法第六十八条第五項（法第九十六条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）及び第九十一条第五項（第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による解散の届出は、解散届（別記第三十三号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　解散時における組合員又は会員の名簿（法第九十一条第一項第六号（第百条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる事由によって解散した場合を除く。）

二　解散時における財産目録及び貸借対照表

（合併の認可の申請）

第二十三条　法第六十九条第二項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）の合併

認可の申請は、合併認可申請書（別記第三十四号様式）に次の各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

一　合併の理由書
二　合併契約書の謄本
三　合併しようとする各組合の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
四　合併しようとする各組合の総会の議事録の謄本
五　合併の経過報告書
六　合併後存続する組合又は合併によって成立する組合の定款及び事業計画書
七　合併前の地区と合併後の地区の関係略図

2　合併する組合が出資組合である場合の前項の申請にあっては、同項各号に掲げる書類及び図面のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　法第六十九条第四項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する法第五十三条第二項に規定する手続を経たことを証する書面
二　法第六十九条第四項において準用する法第五十三条第二項の一定の期間内に債権者の異議がなかったこと又は異議があった場合においては法第六十九条第四項において準用する法第五十四条第二項に規定する手続を経たことを証する書面

3　合併により組合を設立する場合の第一項の申請にあっては、同項各号に掲げる書類及び図面のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　設立委員及び役員の資格調書
二　設立委員会の議事録の謄本

4　第十六条第三項（第三号を除く。）の規定は、合併後存続する漁業協同組合又は合併によって成立する漁業協同組合が法第十一条第一項第八号の事業（漁場の安定的な利用関係の確保のための組合員となるべき者の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進する事業に限る。）を営もうとする場合の第一項の申請について準用する。

5　第十六条第四項（第五号を除く。）の規定は、合併後存続する漁業協同組合又は合併によって成立する漁業協同組合が出資組合である場合において当該組合が法第十七条第一項の規定により漁業及びこれに附帯する事業を営も

---

の認可の申請は、合併認可申請書（別記第三十四号様式）に次の各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

一　合併の理由書
二　合併契約書の謄本
三　合併しようとする各組合の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
四　合併しようとする各組合の総会の議事録の謄本
五　合併の経過報告書
六　合併後存続する組合又は合併によって成立する組合の定款及び事業計画書
七　合併前の地区と合併後の地区の関係略図

2　合併する組合が出資組合である場合の前項の申請にあっては、同項各号に掲げる書類及び図面のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　法第六十九条第四項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する法第五十三条第二項に規定する手続を経たことを証する書面
二　法第六十九条第四項において準用する法第五十三条第二項の一定の期間内に債権者の異議がなかったこと又は異議があった場合においては法第六十九条第四項において準用する法第五十四条第二項に規定する手続を経たことを証する書面

3　合併により組合を設立する場合の第一項の申請にあっては、同項各号に掲げる書類及び図面のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　設立委員及び役員の資格調書
二　設立委員会の議事録の謄本

4　第十六条第三項（第三号を除く。）の規定は、合併後存続する漁業協同組合又は合併によって成立する漁業協同組合が法第十一条第一項第八号の事業（漁場の安定的な利用関係の確保のための組合員となるべき者の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進する事業に限る。）を営もうとする場合の第一項の申請について準用する。

5　第十六条第四項（第五号を除く。）の規定は、合併後存続する漁業協同組合又は合併によって成立する漁業協同組合が出資組合である場合において当該組合が法第十七条第一項の規定により漁業及びこれに附帯する事業を営も

うとするときの第一項の申請について準用する。この場合において、第十六条第四項第三号及び第四号中「組合員」とあるのは、「合併後存続する漁業協同組合又は合併によって成立する漁業協同組合の組合員となるべき者」と読み替えるものとする。

（漁業生産組合の定款の変更の届出）

第二十四条　法第八十四条の七第二項の規定による漁業生産組合の定款の変更の届出は、漁業生産組合定款変更届（別記第三十五号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　定款の変更の理由書

二　総会の議事録の謄本

三　当該変更に係る定款の新旧条文を記載した書面

２　漁業生産組合が出資一口の金額を減少する場合の前項の届出に添付する書類については、第十六条第二項の規定を準用する。

（漁業生産組合の設立等の届出）

第二十五条　前条に規定するもののほか、法の規定による漁業生産組合の届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行わなければならない。

一　法第八十五条の二第四項の規定による設立の届出　漁業生産組合設立届（別記第三十六号様式）

二　法第八十五条の四第二項の規定による解散の届出　漁業生産組合解散届（別記第三十七号様式）

三　法第八十五条の五第三項の規定による合併の届出　漁業生産組合合併届（別記第三十八号様式）

四　法第八十六条の十の規定による組織変更の届出　漁業生産組合組織変更届（別記第三十九号様式）

（業務又は会計状況の検査の請求）

第二十六条　法第百二十三条第一項の規定による業務又は会計の状況の検査の請求は、検査請求書（別記第四十号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　請求の理由書

二　請求日現在における組合員又は会員の人数を記載した書面

うとするときの第一項の申請について準用する。この場合において、第十六条第四項第三号及び第四号中「組合員」とあるのは、「合併後存続する漁業協同組合又は合併によって成立する漁業協同組合の組合員となるべき者」と読み替えるものとする。

（漁業生産組合の定款の変更の届出）

第二十四条　法第八十四条の七第二項の規定による漁業生産組合の定款の変更の届出は、漁業生産組合定款変更届（別記第三十五号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　定款の変更の理由書

二　総会の議事録の謄本

三　当該変更に係る定款の新旧条文を記載した書面

２　漁業生産組合が出資一口の金額を減少する場合の前項の届出に添付する書類については、第十六条第二項の規定を準用する。

（漁業生産組合の設立等の届出）

第二十五条　前条に規定するもののほか、法の規定による漁業生産組合の届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行わなければならない。

一　法第八十五条の二第四項の規定による設立の届出　漁業生産組合設立届（別記第三十六号様式）

二　法第八十五条の四第二項の規定による解散の届出　漁業生産組合解散届（別記第三十七号様式）

三　法第八十五条の五第三項の規定による合併の届出　漁業生産組合合併届（別記第三十八号様式）

四　法第八十六条の九の規定による組織変更の届出　漁業生産組合組織変更届（別記第三十九号様式）

（業務又は会計状況の検査の請求）

第二十六条　法第百二十三条第一項の規定による業務又は会計の状況の検査の請求は、検査請求書（別記第四十号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　請求の理由書

二　請求日現在における組合員又は会員の人数を記載した書面

三　同意者の名簿（署名又は記名押印のあるものに限る。）
四　請求者及び同意者が組合員又は会員であることの資格を証する書面

（決議、選挙又は当選の取消しの請求）
第二十七条　法第百二十五条第一項（法第五十二条第六項及び第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決議、選挙又は当選の取消しの請求は、総会（総代会・創立総会）決議・選挙・当選取消請求書（別記第四十一号様式）に前条各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

（不祥事件の届出）
第二十八条　施行規則第二百二十四条第一項第二十一号及び信用事業命令第五十一条第一項第十八号に規定する不祥事件が発生したときの届出は、不祥事件届出書（別記第四十二号様式）により行わなければならない。

（書類の経由等）
第二十九条　水産事務所の所管する区域に主たる事務所の所在地を有する組合にあっては、法、これに基づく命令及びこの規則に基づいて知事に提出する申請書、請求書、報告書、届出書その他の書類及び図面（以下「申請書等」という。）は、当該水産事務所長を経由して提出するものとする。
2　申請書等の提出部数は、正本一部とする。ただし、前項の規定により水産事務所長を経由する場合にあっては、正副二部とする。

三　同意者の名簿（署名又は記名押印のあるものに限る。）
四　請求者及び同意者が組合員又は会員であることの資格を証する書面

（決議、選挙又は当選の取消しの請求）
第二十七条　法第百二十五条第一項（法第五十二条第六項及び第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による議決、選挙又は当選の取消しの請求は、総会（総代会・創立総会）議決・選挙・当選取消請求書（別記第四十一号様式）に前条各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

（不祥事件の届出）
第二十八条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）第二百二十四条第一項第二十一号及び信用事業命令第五十一条第一項第十六号に規定する不祥事件が発生したときの届出は、不祥事件届出書（別記第四十二号様式）により行わなければならない。

（書類の経由等）
第二十九条　水産事務所の所管する区域に主たる事務所の所在地を有する組合にあっては、法、これに基づく命令及びこの規則に基づいて知事に提出する申請書、請求書、報告書、届出書その他の書類及び図面（以下「申請書等」という。）は、当該水産事務所長を経由して提出するものとする。
2　申請書等の提出部数は、正本一部とする。ただし、前項の規定により水産事務所長を経由する場合にあっては、正副二部とする。